

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 4 年 3 月時点案）

府省名	環境省
対象事業名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続のオンライン化

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
43814	捕獲等又は採取等の結果の報告	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	20,816 件以上 (集計中及び権限移譲を行っている市町村の件数を把握していない都道府県があるため)	0 件	0 %	オンライン利用率 10% を目指し、都道府県において、システムまたはメールによる申請の受付体制を導入・整備する。	10 年間（令和 13 年度まで）

43819	狩猟者登録の申請	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	65,153 件以上 (集計中の都道府県があるため)	12 件	0%	オンライン利用率 10% を目指し、都道府県において、システムまたはメールによる申請の受付体制を導入・整備する。	10 年間 (令和 13 年度まで)
43822	鳥獣捕獲許可申請	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	31,743 件以上 (集計中及び権限移譲を行っている市町村の件数を把握していない都道府県があるため)	0 件	0%	オンライン利用率 10% を目指し、都道府県において、システムまたはメールによる申請の受付体制を導入・整備する。	10 年間 (令和 13 年度まで)

44322	狩猟の結果報告	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	56,198 件以上 (集計中の都道府県があるため)	0 件	0 %	オンライン利用率 10% を目指し、都道府県において、システムまたはメールによる申請の受付体制を導入・整備する。	10 年間（令和 13 年度まで）
-------	---------	-----	------------	-----	-------------------------------	-----	-----	--	-------------------

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

- ・捕獲等又は採取等の結果の報告：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第13項に基づき、捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）の結果（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場所、その捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要）を国又は地方自治体に報告するもの。
- ・狩猟者登録の申請：法第56条に基づき、狩猟をしようとする都道府県に申請するもの。
- ・鳥獣捕獲許可申請：法第9条第2項に基づき、捕獲等又は採取等の許可を国又は地方自治体に申請するもの。
- ・狩猟の結果報告：法第66条に基づき、狩猟の結果（鳥獣の捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別の員数）を都道府県に報告するもの。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

- ・対象事業のオンライン化の状況は都道府県によって異なり、現時点での状況は以下のとおりである。
 - ・捕獲等又は採取等の結果の報告：4都道府県がオンラインによる受付を実施
 - ・狩猟者登録の申請：1都道府県がオンラインによる受付を実施
 - ・鳥獣捕獲許可申請：16都道府県がオンラインによる受付を実施
 - ・狩猟の結果報告：1都道府県がオンラインによる受付を実施

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲等又は採取等の結果の報告・ 狩猟者登録の申請・ 鳥獣捕獲許可申請・ 狩猟の結果報告
各手続の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 捕獲等又は採取等の結果の報告：捕獲許可を受けた者は、その許可の有効期間が満了したとき、国又は地方公共団体に紙媒体で捕獲の結果を報告している。・ 狩猟者登録の申請：狩猟者登録を受けようとする者は、都道府県が指定する様式により紙媒体で申請しているが、一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請受付を試行している。・ 鳥獣捕獲許可申請：捕獲許可を受けようとする者は、国又は地方公共団体が指定する様式により紙媒体で申請しているが、一部の地方公共団体では、電子メールでの受付を可能としている。・ 狩猟の結果報告：狩猟者登録を受けた者は、その狩猟者登録の有効期間が満了したとき、都道府県に紙媒体で狩猟の結果を報告している。

	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等又は採取等の結果の報告：43,288 件以上（集計中の都道府県を含む）、オンライン利用率：0% ・ 狩猟者登録の申請：57,174 件以上（集計中の都道府県を含む）、オンライン利用率：1%以下 ・ 鳥獣捕獲許可申請：40,396 件以上（集計中の都道府県を含む）、オンライン利用率：1%以下 ・ 狩猟の結果報告：48,327 件以上（集計中の都道府県を含む）：オンライン利用率：0%
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方 （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記</p>	<p>【目標】 都道府県において、オンライン利用率が 10%を超えるように電子申請システム又は電子メールによる申請の受付体制を導入・整備する。</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】 10 年間（令和 13 年度まで）</p>

載

【目標・期間設定の考え方】

対象事業のオンライン化について都道府県へ調査を行った結果、

- ・ 狩猟者や捕獲者には高齢者が多く、オンライン化に対応できない可能性が高い。
- ・ 手数料に係る収入証紙や医師の診断書等、オンラインでの提出が困難な書類がある。
- ・ オンライン申請に対応したシステム開発にかかる予算の確保が難しい。また、開発後の運用に多大な労力と費用を要する。
- ・ 関係団体において、まとめて手続きが行う実態にあり、関係団体との調整が難しい。
- ・ 個人情報の漏洩防止、なりすましなどの不正防止など情報セキュリティ対策が課題である。

といった理由から、オンライン化を進めるにあたって、各都道府県において整備に時間を要することが予想される。

また、狩猟者等の年齢層が高いことから、オンラインによる申請に限定した場合、相当の混乱が生じることが想定され、紙媒体による申請と併用した場合は、地方公共団体の事務がかえって煩雑になると懸念する意見もあった。

なお、一部の都道府県では、鳥獣捕獲許可申請について電子メールでの受付を可能としているが、実態として電子メールでの申請がほとんど行われず、紙媒体での申請となっている。

そのため、都道府県においてそれぞれの実状を踏まえながら、対象事業において、可能な手続きから電子申請システムや電子メールでの申請・報告の受付体制を整備することが業務を効率化する上で最も望ましいと考えられる。

都道府県におけるオンライン化を円滑に進めるため、各種手続きの運用方法に関する規定の見直しなども検討する必要がある。

取組期間の設定については、上記調査の結果、一部都道府県では、来年度以降に電子申請システムや電子メールでの申請受付を検討しており、その導入から申請者への浸透期間を考慮して設定している。

以上の目標・期間設定を行ったが、今後、デジタル庁において国として統一した電子申請システムの整備が行われる場合、そのシステムを利用して都道府県におけるオンライン化の推進が可能になり、目標を上げることができると考えられる。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	医師の診断書など原本の提出を求める書類があり、オンライン化が困難である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年度までに原本提出を求める書類全件についてオンライン化の考え方を整理し、国から都道府県に対して通知等で示す。
		【KPI の定義】 手続きに必要な書類＝原本の提出を求める書類をカウント
	アクション プラン a	【取組内容】 申請手続きにおいて提出を求める書類に関して、オンライン化にあたっての取扱いや整備について検討を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年度～令和5年度
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	対象事業に係る申請手続の対象者は高齢者が多く、オンライン化が浸透しない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(参考)狩猟免許交付状況の年代別の割合(平成 29 年度末時点)</td> </tr> <tr> <td>18～19 歳</td> <td>20～29 歳</td> <td>30～39 歳</td> <td>40～49 歳</td> <td>50～59 歳</td> <td>60～69 歳</td> <td>70～79 歳</td> <td>80 歳以上</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>4%</td> <td>8%</td> <td>12%</td> <td>14%</td> <td>36%</td> <td>21%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	(参考)狩猟免許交付状況の年代別の割合(平成 29 年度末時点)								18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上	0%	4%	8%	12%	14%	36%	21%	4%
	(参考)狩猟免許交付状況の年代別の割合(平成 29 年度末時点)																									
	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上																		
	0%	4%	8%	12%	14%	36%	21%	4%																		
	中間 KPI	【目標】 令和 4 年度以降、オンライン申請を可能とした都道府県において、年に 1 回以上の広報活動を行う。 【KPI の定義】 広報活動=HP、SNS、チラシ等でのオンライン申請を可能とする広報活動をカウント																								
	アクション プラン a	【取組内容】 都道府県にアンケートを行い、広報活動の実状を調査																								
【取組期限(期間)】 令和 4 年度～令和 13 年度																										
アクション プラン b	【取組内容】 国においても、HP 等でオンライン申請が可能であることを周知(狩猟ポータルで都道府県によってはメール申請等を受け付けている旨を記載)																									
	【取組期限(期間)】 令和 4 年度～令和 13 年度																									
アクション プラン c	【取組内容】																									

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

少なくとも年に1度スコアカードの更新を行い、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室のHPで公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

年に1度、都道府県にアンケートを行い、利用者から各都道府県に寄せられた要望や意見を調査する。

7. 基本計画の見直し

適宜都道府県におけるオンライン化の進捗状況を確認し、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画の見直しを図る。